

2025 年 6 月 6 日

事業者 各位

事業再構築補助金事務局

【補助金交付等停止及び契約に係る指名停止等措置を受けた事業者への発注について】

事業再構築補助金事務局でございます。

事業再構築補助金を所管する経済産業省のホームページにおいて、補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置が行われた旨公表されております。事業再構築補助金も当該処分の対象ですので、今一度対象事業者のご確認をお願いいたします。

確認事項

- ・補助金対象経費に関して、処分対象事業者への新規発注契約はできません。発注された場合、当該経費につきましては補助金の支給はできかねます。
- ※補助金等交付停止期間及び指名停止期間前の発注契約については問題ありません。

なお、今後交付決定を受ける事業者様につきましては、対象事業者以外の事業者から見積書を徴収いただきますようお願いいたします。

<経済産業省ホームページ>

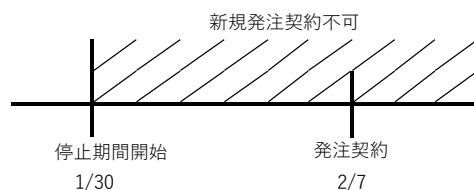
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

※情報は随時更新されますので、ご注意ください。

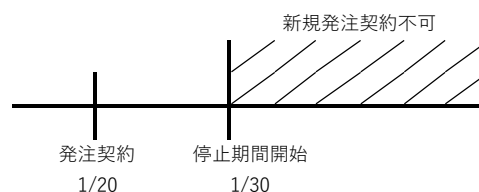
最新の情報は上記ページの「現在停止中の事業者一覧」をご確認ください。

<イメージ図>

×認められないケース



○認められるケース



※記載している日付についてはあくまでイメージです。停止期間は事業者ごとに異なりますので、ご確認をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、事業再構築補助金事務局ポータルサイトに記載のお問い合わせ先へご連絡ください。

事務局ポータルサイト <https://jigyousaikouchiku.go.jp/>